

賃貸型応急住宅の登録にあたって

賃貸型応急住宅の提供にご協力いただき、ありがとうございます。

登録にあたり下記のご確認をお願いします。

- 1 次のいずれかの耐震性が確認されている住宅ですか。
 - 原則、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された住宅
 - 又は、耐震診断、耐震改修等により同等の耐震性が確認されている住宅
- 2 賃貸型応急住宅として使用されることに同意していただけますか。

現在、愛知県内で賃貸型応急住宅の提供は行っておりません。
内容については、現時点での想定です。

【不動産事業者向け】

賃貸型応急住宅について

賃貸型応急住宅とは、災害により住宅が全壊等の被害を受け、自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者に対して、災害救助法に基づき、愛知県又は名古屋市（救助実施市）が民間賃貸住宅を借り上げて提供する制度です。

■ 制度の概要

- 三者による定期建物賃貸借契約（貸主、愛知県又は名古屋市（借主）、被災者（入居者））
- 入居期間は原則2年以内
- 入居世帯人数に応じた家賃の上限額があります

※上限額を超える物件には入居できません。差額分を自費で負担して入居することもできません。

■ 対象となる方

被災時に災害救助法が適用された市町村に居住していた方で、次の(1)から(4)のすべてに該当する方

- (1) 次の要件のいずれかを満たす方
 - ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
 - ② 半壊(中規模半壊、大規模半壊を含む)であっても住宅として再利用できない方
 - ③ 二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフラインが途絶している等、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方
 - ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理を利用する場合は、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる方
 - ⑤ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方
- (2) 自らの資力では住宅を確保することができない方
- (3) 障害物の除去制度を利用していない方
- (4) 暴力団員でないこと

■ 賃貸型応急住宅の要件 次の①と②を満たす住宅

- ① 耐震性が確認されている住宅であること
原則、昭和56年6月1日以降に建築された住宅
又は、耐震診断、耐震改修等により同等の耐震性が確認されている住宅
- ② 賃貸型応急住宅として利用することに貸主が同意している住宅

■ 家賃の上限額（令和8年5月時点）

入居する世帯人数に応じた家賃上限額があります。

【愛知県内の物件（名古屋市内除く）】

入居世帯人数	家賃上限額（月額）
1名	60,000円
2名	70,000円
3名から4名	75,000円
5名以上	120,000円

【名古屋市内の物件】

入居世帯人数	家賃上限額（月額）
1名	70,000円
2名	95,000円
3名から4名	140,000円
5名以上	160,000円

※未就学児は、入居世帯人数に含みません。

ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人として換算します(小数点以下四捨五入)。

(例) 未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人、未就学児4人→2人

現在、愛知県内で賃貸型応急住宅の提供は行っておりません。
内容については、現時点での想定です。

【不動産事業者向け】

■ 費用負担

負担者	負担内容
被災者 (入居者)	○電気・ガス・水道料金等の公共料金 ○駐車場使用料、町内会費、ペット飼育追加料等 ○故意・過失により退去修繕負担金を超える原状回復費用が必要となったときの差額費用 ○その他、下記、愛知県又は名古屋市負担以外の費用
愛知県 又は 名古屋市	○家賃：入居世帯人数に応じた上限額以内 ○共益費（管理費）：通常支払っている額 ○礼金：家賃1か月分以内 ○退去修繕負担金：家賃2か月分以内 ○仲介手数料：家賃0.55か月分（税込み）以内 ○入居時鍵交換費：実費 ○損害保険料：愛知県・名古屋市で包括加入

■ 手続き（契約締結までの流れ）

契約トラブルの防止、各種書類の円滑な作成のため、手続きにご協力をお願いします。

① 入居対象者の確認・物件の案内

- ・被災者の方が、不動産店舗を訪れましたら、入居対象者の要件等（※）を確認のうえ、物件を案内してください。（制度を知らずに来店された方への説明にもご協力をお願いします。）
 - ・原則、仮設住宅からの住み替えはできませんので、ご注意ください。
- ※被災住居の所在地・被災状況、家賃上限額、費用負担、最長2年の定期建物賃貸借契約等の確認

② 入居申込書の作成

- ・物件の決定後、被災者の方の入居申込書の作成にご協力ください。
- ・あわせて、貸主の方からは賃貸型応急住宅として賃貸する旨の同意を得てください。
- ・被災者の方が、入居申込書を市町村へ提出します。

③ 入居決定・契約手続き

- ・被災者の方は、市町村から入居決定通知を受け取ると、不動産事業者へ連絡し来店します。
- ・不動産事業者は、被災者の方に重要事項説明、定期建物賃貸借住宅契約についての説明をしていただき、契約の締結後、愛知県又は名古屋市へ契約書類一式の送付をお願いします。
- ・愛知県又は名古屋市は、契約書に押印し不動産事業者へ返送しますので、貸主、被災者の方々へお渡しください。

■ お問い合わせ先

【愛知県内（名古屋市内を除く）】
愛知県建築局公共建築部公営住宅課
県営住宅管理室 調整・指導グループ
電話 052-954-6578（ダイヤルイン）

【名古屋市内】
名古屋市住宅都市局住宅部
住宅企画課
電話 052-972-2942